

令和 7 年度特別展「小沢剛の讃岐七不思議」にかかる
照明演出および電気配線業務委託仕様書

1 業 務 名

令和 7 年度特別展「小沢剛の讃岐七不思議」にかかる照明演出および電気配線業務

2 業務内容

1) 特別展会場（当館 2 階特別展示室、約 726 m²）における照明演出

①展覧会の趣旨および作品・資料の性質、出品目的をふまえた照明演出を行う。

演出対象 展示室内、当館収蔵品、美術作家作品、パネル、懸垂幕

②演出にあたっては、当館職員および美術作家と協議し、その意向・指示をふまえること

③演出にあたり特別展示室に備え付けの照明および当館のスポットライト等の器具、道具類を使用する。受託者は下記器具の取り扱いができなければならない。

照明器具メーカー：エルコ、日本応用光学、YAMAGIWA

④受託者は、演出に必要な場合、当館の器具、機材、道具、資材等を当館職員が了承する範囲で加工等を行うことができる。

2) 可動ケース外部配線

列品作品 懸垂型照明作品（当館所蔵品） 2 点（別紙 1 参照）

対象可動ケース ハイケース 2 4 0 0 2 台（別紙 2 参照）

①委託者が指定するケース内部で、照明作品を吊り下げ、点灯して展示でき、かつケースの機能を維持できるような配線を行う。設置した配線を目立たなくする等の処理を実施する。

②展示作品の位置や高さ等、列品にかかる事項については、美術作家の意向・指示をふまえること。

③受託者は、照明作品に適合する LED 電球について、40W相当以下（電球色、口金 E26）で 3 種類以上の明るさのものを準備すること、作品列品の際に美術作家の確認をうけて、使用する電球を決定する。

④作業を行うケース内では、本委託業務と並行して美術作家の設計による作品制作が行われる。展示作品とともに制作される作品の安全を確保しながら作業を行うこと。

⑤展示作品（照明作品）の安定した点灯が行われるとともに安全な配線を施工すること。施工後に、施工内容を原因とする不具合が発生した場合は対処すること。対処に必要な経費等は受託者が負担する。

⑥ケースに加工や変更を加えないこと。

3 委託期間

契約日～令和 7 年 10 月 31 日（金）

※照明演出実施、配線施工 令和 7 年 8 月 5 日～7 日の間の 2 日間

- ・具体的な日程は委託者と協議の上決定する
- ・受託業務を実施する上で、必要な下見や事前打ち合わせを実施し、それに必要な経費は受託者が負担するものとする。

4 その他

- ・受託者は博物館法に定める登録博物館において、過去 3 年以内に展示照明演出等の照明にかかる業務実績を有すること。また、本業務においては、前記実績業務を担当した者が携わること。
- ・業務にあたって、脚立、ローリングタワー等、当館が所有・準備しているものを使用することができる。その他、必要な器具、機材、資材、道具については受託者が準備すること。
- ・受託業務を実施する際には、事前に当館職員および美術作家の事前の確認、了承を得ること。不明な点が生じた時には、随時、当館職員と協議し、指示に従うものとする。
- ・業務にあたって、受託者が作品および当館の器具、機材、道具等を破損、滅失した場合は、必要な対処を行うこと。
- ・資材等の運搬、業務に伴い発生する産業廃棄物等処分も本業務に含める。
- ・本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以上